



あ い づ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

（携帯）090-3361-8400

紙面学習

シリーズ 32

『選択的夫婦別姓』とは？

立民・国民・維新の3法案が6月4日審議入りも、結論出ず！とても重要な課題であり、制度化を急ぐ前に、十分な国民的議論が必要なのではないか？

▼紙面学習シリーズの32回目は「選択的夫婦別姓」についてです。

▼国会の会期末が迫る6月4日、「選択的夫婦別姓3法案」の審議が始まりましたが、結局、各党間の隔たりもあり、今秋の臨時国会への継続審議となりました。

▼なぜ、（特に立憲民主党が）本法案の成立を急ぐのか？それは、昨年10月29日に、国連の女性差別撤廃委員会が日本政府に対して、「夫婦同姓を義務付ける民法の規定を見直し、選択的夫婦別姓を導入するよう勧告（4回目）した」から、そして連合も制度実現の取り組みを進めているからです。（連合の資料によると）結婚の際、どちらかが姓を変えなければならぬ国は「日本だけ」なのだそうです、20代男性の5人に1人が、結婚する際、いずれか一方が姓を変えなければならぬことが、結婚の妨げになると考えているのだそうです。「勤務先で通称が使えれば済むことなんじゃないか？」

【図表1】選択的夫婦別姓制度とは？

※ネット上の資料を参照しています。

婚姻関係にある夫婦が、別姓を望む場合に、夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称するかどうかを自ら決定する選択の自由を認める制度です。

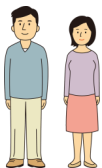
1898（明治31）年に制定された旧民法で「家族制」が導入され、妻は夫の家に入り、夫婦は同じ家の姓（名字）にする制度になりました。

そこから戦後の民法改正で、夫婦は夫か妻の何れかの名字を選べるようになったものの、夫婦は同じ姓にするという仕組みは、そのまま引き継がれています。

「家族の姓がバラバラな子どもがかわいそう」などと思ってしまう自分がいるのですが、皆さんはいかがでしょう？【図表2】に賛成派・反対派の意見を記載しますので、職場の皆さんやご家族で話し合ってみてください。

【図表2】賛成派・反対派、それぞれの意見

※ネット上の意見が記載された資料から、抜粋して記載しています。



【反対派】

No.	意見
①	夫婦は同じ名字が当たり前だと思う。
②	女の人は嫁になったら、その家の名字を名乗るべきだ。
③	日本独自の家族制度をもっと大切にしなければならない。決して新しい制度ではないが海外を真似る必要などさらさらない。
④	混乱のもと。子どもがかわいそう。
⑤	家族の定義が曖昧になる。
⑥	夫の姓になることが結婚の喜びの一つだと思う。
⑦	別姓にされると独身と偽りやすく、制度が詐欺などの犯罪に利用される機会が増えるのでは？と懸念している。



【賛成派】

No.	意見
①	名字が変わることで、今までの積み上げてきたキャリアや認知度が落ちてしまう。
②	名字も含めて個人のアイデンティティだと思う。結婚によりそれが奪われるのを嫌だと感じる人の気持ちも尊重されなければいけない。
③	同級生の親が離婚して名字が変わったことで、クラスで噂になった。そんなことになるなら別姓のままでいい。
④	世界では夫婦別姓が当たり前になっている。日本は伝統を守りたいのかよくわからないが、今の時代に合う制度改革はどんどん行っていきたい。

当面の日程

■7月3日（木）

○参院選公示日

■7月4日（金）

○17:00～総支部執行委員会

○18:00～総支部単代会議

（会津労働福祉会館）

■7月20日（日）

○参院選投票開票日

■7月25日（金）

○10:00～県本部中央委員会（GP）

■8月1日（金）

○18:30～喜多方市職納涼のタベ（喜多方プラザ）

学習の強化と交流で組織を強化しよう！

【図表3】現行制度の課題（制度導入で解消）

※ネット上の資料を参照しています。

項 目	説 明
公的手続等	結婚して姓が変わると、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、銀行口座等の「姓」の変更手続きが必要。必要書類の取り寄せや、役所に行ったり、手続きに時間と費用がかかるので、面倒。
仕 事	大学教員・研究者として研究論文などを旧姓で執筆してきた場合、研究論文は氏名と紐づいており、結婚して姓が変わると、これまで積み上げてきた実績やキャリアがなくなってしまう。
海外でのビジネス	結婚後に、旧姓を「通称」として使用して仕事をしている場合。海外出張へ行くことになり、取引先にビザ申請のサポートを依頼したが、海外では「通称」という概念が理解されず、入国などの手続きに手間取った。

【図表4】制度導入によるメリット

※ネット上の資料を参照しています。

項 目	説 明
仕 事	○過去の自分の仕事の実績との連続性を維持できる。 ○姓が変わることによる職場での煩わしさから解放される。
プライバシー	○婚姻・離婚のようなプライベートな情報を周囲に知られずに済む。
人 権	○姓を変えることによるアイデンティティの喪失を回避できる。 ○婚姻に際して、姓を変えることに抵抗がある人は、お互いに「姓を変更しない」という選択が可能となることで、躊躇なく婚姻できる。
慣 習	○姓を変更するか婚姻するかを諦めるかの二者択一を取り払うことができる。 ○一人っ子で姓の継承を守りたい人（主に女性）が結婚しやすくなる。
手続き	○煩雑な姓の変更手続きをしないで済む。
その他	○婚姻して、夫婦で姓が違ってても、法律上の利益（相続人になれる、配偶者控除が受けられる等）を得られる。 ○事実婚では困難なケースから解放される（不妊治療、住宅ローンの連帯債務者、老人ホームの夫婦部屋への入居等）。

▼いかがでしょうか？選択的夫婦別姓制度に関しては、このように賛成と反対、それぞれにいろいろな意見があるようです。改めて、現行制度の課題や、制度導入によるメリット等を【図表3・4】に整理してみたいと思います。

▼冒頭、私見として①「勤務先で通称が使えれば済むことなんじゃないか？」、②「家族の姓がバラバラな子どもがかわいそう」と書きました。①については、戸籍姓と旧姓の管理の煩雑さから、通称使用を認める企業が全体の半数にも満たないという現状があるそうです。これでは、解決できる状況

ではないですね。一番の問題は、②だろうと思います。前述のとおり「夫婦が自ら、どちらかを選択する制度」なのですから、結婚をするときに、これから生まれてくるであろう子ども（達）に、どちらの姓を名乗らせるのかを含めて十分に話し合う必要が出てきます。何となく、この段階で喧嘩になるような気もしないでもないですが…（笑）。

もう一点、制度導入前に結婚して同姓になった夫婦のどちらかが、旧姓に戻りたい場合、配偶者との合意に基づいて、法律の施行1年以内に、配偶者とともに届け

出ることによって、旧姓に戻すことができるそうです。これもまためそうな…（笑）。

▼最後に各政党の制度導入に関する考え方を記載します。

（日テレNEWS参照）

【賛成】○立憲、○公明
○共産、○国民
○れ新、○社民

【反対】○参政
○自民、○維新

【旧姓使用拡大】



参院選、選挙区も比例も候補者名で必ず投票を！

投票箱

総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。



聴ください。
なお、制度に反対する内容ですので、念のため…。
（坂内）

▼さて、選択的夫婦別姓の問題については、国連から早急な改善を求められているとしても、十分な国民的議論のもと、日本の文化にあった制度を選択すべきなのだと思います。

これに関して「寿ガールズバンド」というAIによるグループが歌っていますので、お時間のある時に（左のQRコードから）ご視聴ください。

編集後記



機関紙の内容について職場の仲間と話し合おう！